



化学工業における労働災害の現状等について

令和8年3月

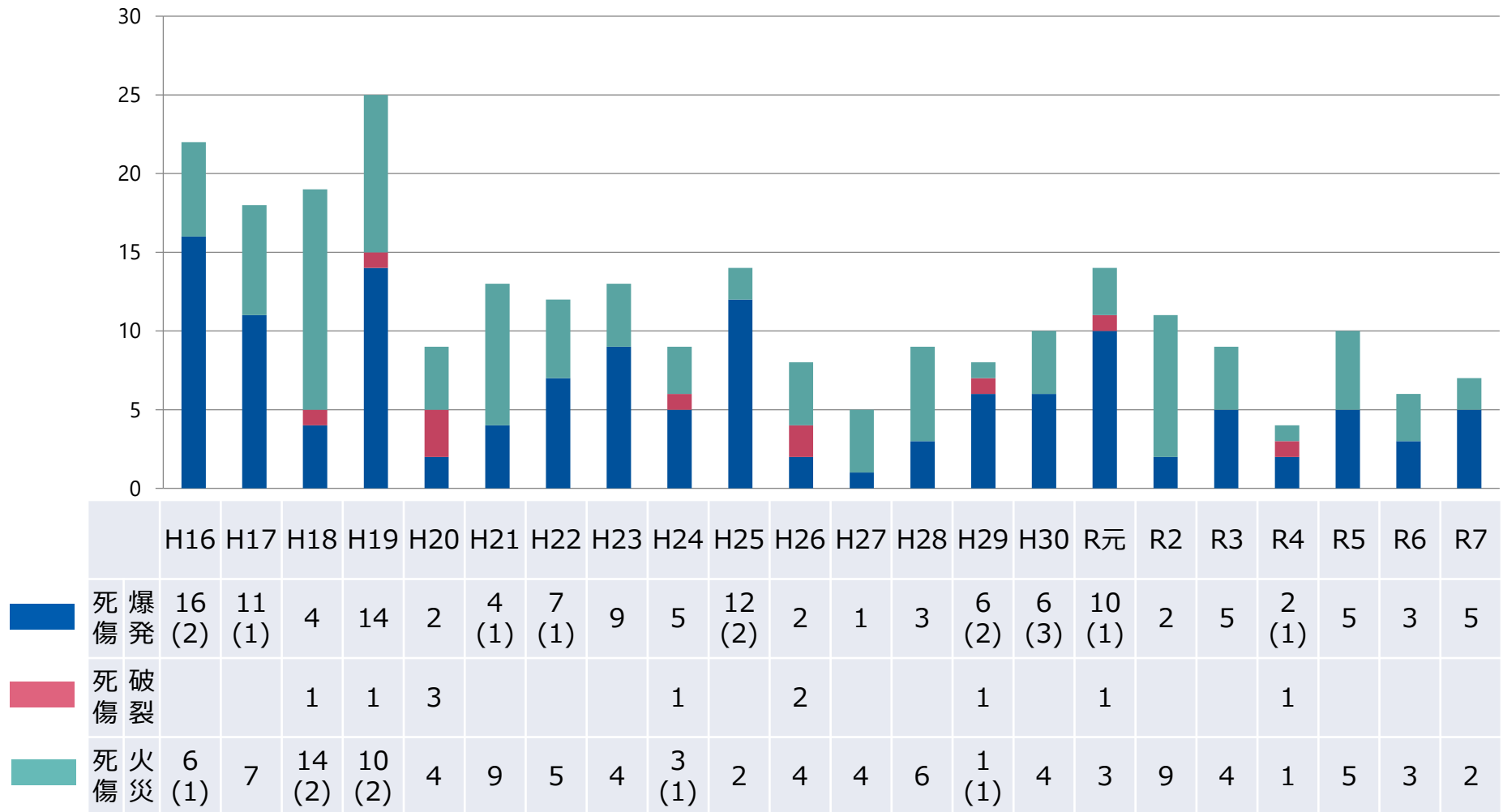
厚生労働省労働基準局安全衛生部

1

1 労働災害の現状

化学工業における労働災害の推移

①危険物等による(※)爆発・火災災害



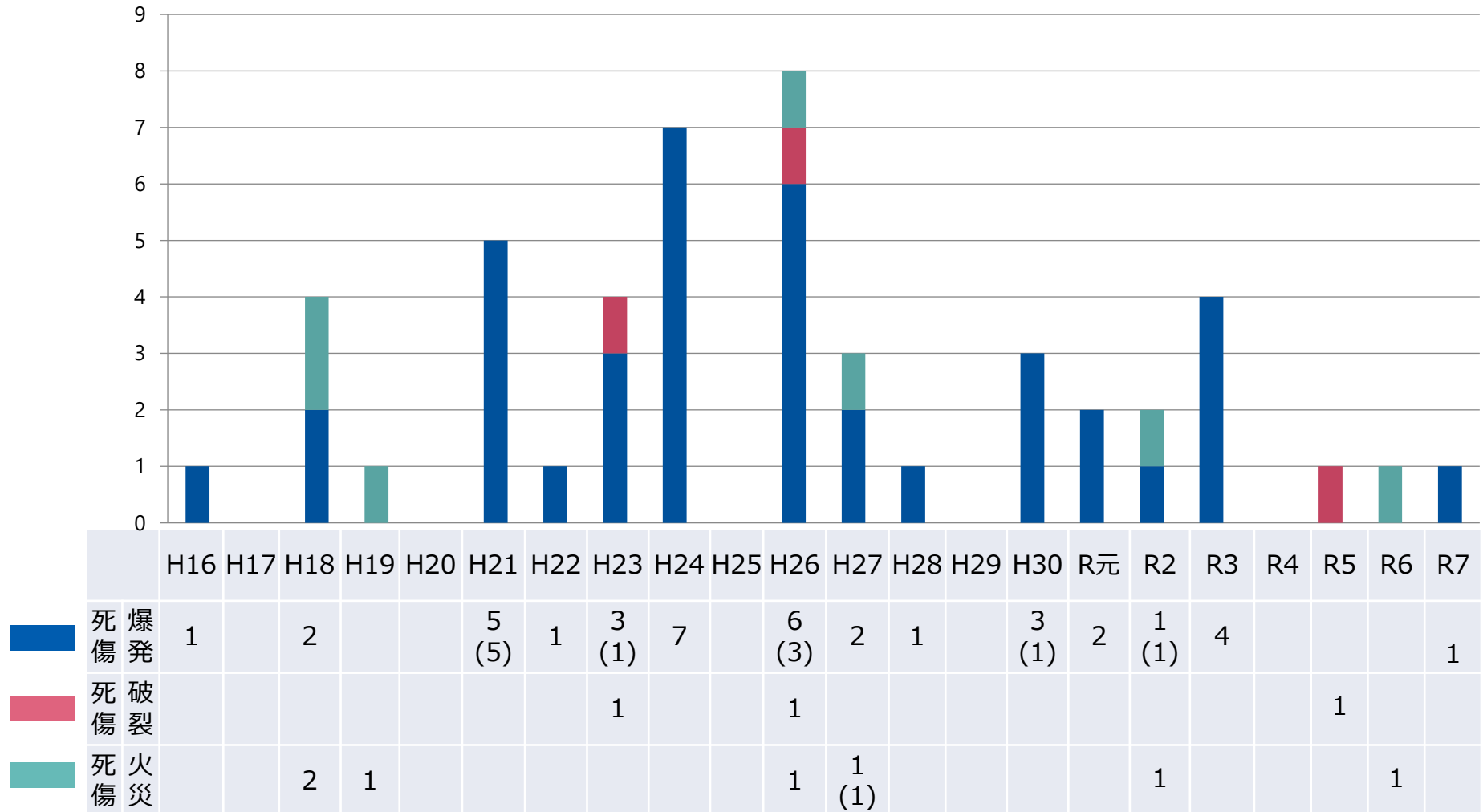
注 括弧書きは死亡者数で死傷者数の内数、令和7年は速報値

労働者死傷病報告に基づく統計

※ 機械、装置などに不安全な状態がなく、使用していた危険物等が原因で発生した労働災害

化学工業における労働災害の推移

②化学設備による(※)爆発・火災災害



注 括弧書きは死亡者数で死傷者数の内数、令和7年は速報値

労働者死傷病報告に基づく統計

※ 化学設備に不安全な状態が存在していたことが原因で発生した労働災害

2 令和 7 年通常国会における法改正の 概要（労働安全衛生関係）

ひと、くらし、みらいのために



労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和7年法律第33号）の概要

法改正の概要

○労働安全衛生法等の一部を改正する法律

1. 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進【労働安全衛生法】

既存の労働災害防止対策に個人事業者等も取り込み、労働者のみならず個人事業者等による災害の防止を図るため、

- ① 注文者等が講ずべき措置（個人事業者等も含めた混在作業による災害防止対策の強化など）を定め、併せてILO第155号条約（職業上の安全及び健康並びに作業環境に関する条約）の履行に必要な整備を行う。
- ② 個人事業者等自身が講ずべき措置（安全衛生教育の受講等）や業務上災害の報告制度等を定める。

2. 職場のメンタルヘルス対策の推進【労働安全衛生法】

- ストレスチェックについて、現在当分の間努力義務となっている労働者数50人未満の事業場についても実施を義務とする。その際、50人未満の事業場の負担等に配慮し、施行までの十分な準備期間を確保する。

3. 化学物質による健康障害防止対策等の推進【労働安全衛生法、作業環境測定法】

- ① 化学物質の譲渡等実施者による**危険性・有害性情報の通知義務違反に罰則を設ける**。
- ② 化学物質の**成分名が営業秘密である場合に、一定の有害性の低い物質に限り、代替化学名等の通知を認める**。
なお、代替を認める対象は成分名に限ることとし、人体に及ぼす作用や応急の措置等は対象としない。
- ③ 個人ばく露測定について、**作業環境測定の一つとして位置付け、作業環境測定士等による適切な実施**の担保を図る。

4. 機械等による労働災害の防止の促進等【労働安全衛生法】

- ① ボイラー、クレーン等に係る製造許可の一部（設計審査）や製造時等検査について、民間の登録機関が実施できる範囲を拡大する。
- ② 登録機関や検査業者の適正な業務実施のため、不正への対処や欠格要件を強化し、検査基準への遵守義務を課す。

5. 高齢者の労働災害防止の推進【労働安全衛生法】

- 高年齢労働者の労働災害防止に必要な措置の実施を事業者の努力義務とし、国が当該措置に関する指針を公表することとする。

○労働施策総合推進法等の一部を改正する法律

6. 治療と仕事の両立支援の推進【労働施策総合推進法】

- 事業主に対し、職場における治療と就業の両立を促進するため必要な措置を講じる努力義務を課すとともに、当該措置の適切・有効な実施を図るための指針の根拠規定を整備する。

1. 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進

背景

- 建設アスベスト訴訟の最高裁判決（令和3年5月）において、労働安全衛生法第22条（健康障害防止措置）は、労働者だけでなく、同じ場所で働く労働者でない者も保護する趣旨との判断がされた。このことを踏まえ、同条に基づく省令の規定を改正した。（令和5年4月施行）
 - ⇒ 安全衛生分科会での議論において、安衛法第22条以外の規定のあり方、個人事業者等自身による措置のあり方、注文者等による措置のあり方等については、別途検討することとされた。

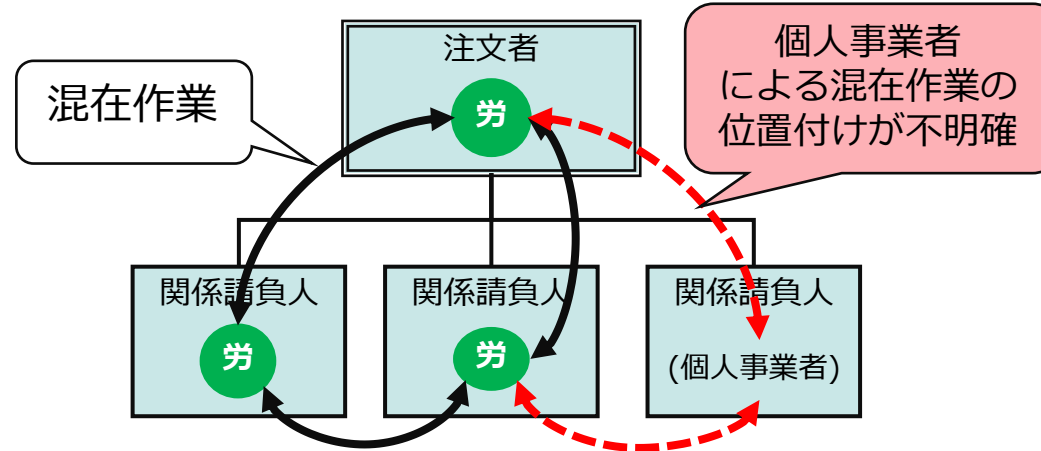
改正内容

- 個人事業者等（注）の業務上災害の防止、ひいては同じ場で働く労働者の災害防止のため、個人事業者等を労働安全衛生法による保護対象・義務の主体として位置づけ、次の見直しを行う。（注）個人事業者のほか中小事業者の代表者又は役員も対象
 - ①注文者（建設業におけるゼネコン等）が講じるべき措置の義務付け（次ページ）
 - ・ 建設業、造船業、製造業の注文者には、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所で行われる場合には、混在作業による労働災害防止のため、作業間の連絡調整等の必要な措置を講じることが義務付けられているところ、この統括管理の対象に個人事業者等を含む作業従事者を追加する 等
 - ②個人事業者等自身が講じるべき措置の義務付け
 - ・ 構造規格や安全装置を具備しない機械等の使用禁止
 - ・ 特定の機械等に対する定期自主検査の実施
 - ・ 危険・有害な業務に就く際の安全衛生教育の受講 等
 - ③個人事業者等を含む作業従事者の業務上災害を労働基準監督署に報告する仕組みを整備

（注）個人事業者に作業を請け負わせる「事業者」に対する保護措置の義務づけは省令改正により対応済み。
- また、業種を問わず、労働者や個人事業者が混在する作業場所を管理する者（※1）に対して、自らと請負人が行う作業間の連絡調整等の必要な措置を義務付けることで、日本が未批准のILO基本条約である第155号条約（職業上の安全及び健康並びに作業環境に関する条約）（※2）の批准につながる。
 - （※1）例えば、卸売業の事業者が、倉庫で作業する店員と、フォークリフトで商品の搬出をする運送業者が混在することによる事故を防止するため、連絡調整を行う。
 - （※2）条約第17条に規定されている「二以上の企業が同一の作業場において同時に活動に従事する場合の協力義務」が批准に当たっての課題となっている。

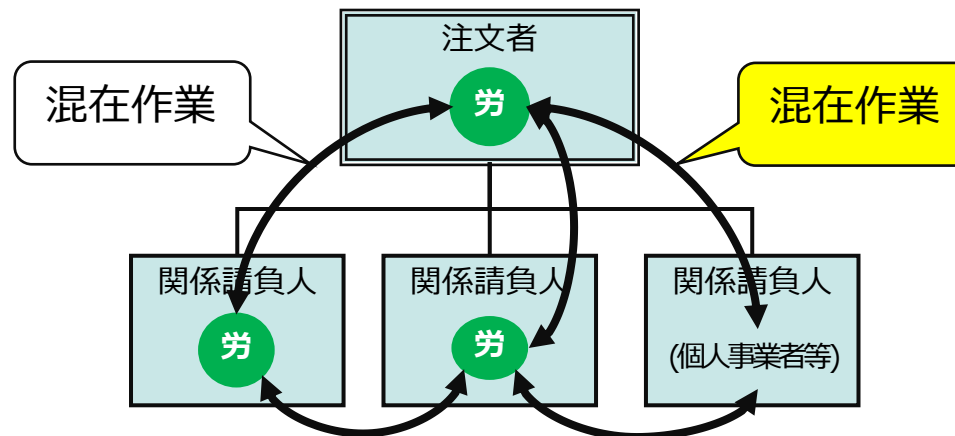
(参考) 注文者等が講じるべき措置 (作業間の連絡調整) のイメージ

«現行»



個人事業者等による混在作業の位置付けを明確化

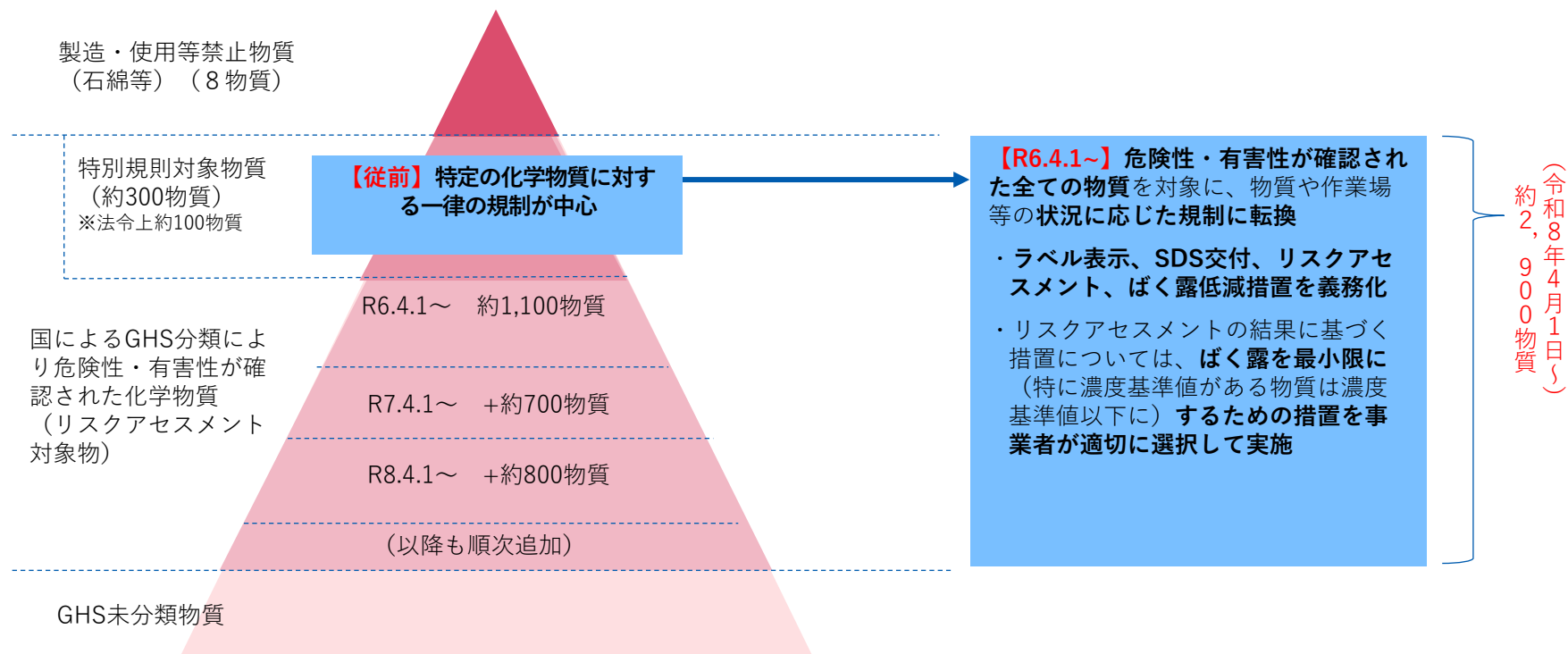
«見直し後»



3. 化学物質による健康障害防止対策等の推進

背景

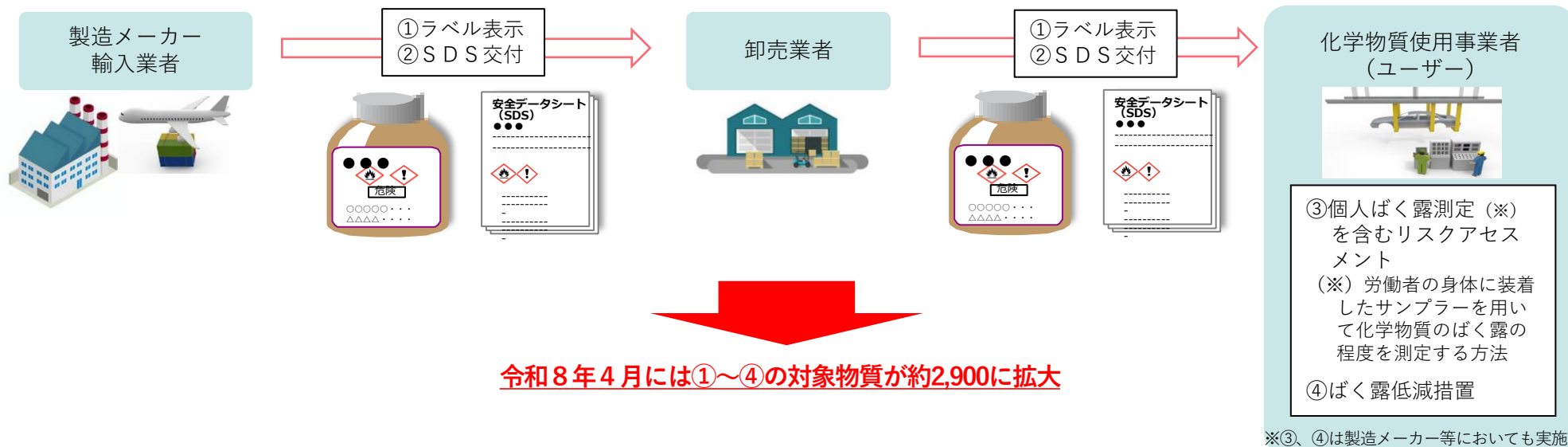
- 化学物質管理については、物質の多様化や国際的な潮流に従い、化学物質ごとの個別具体的な法令による規制から、事業者等による自律的な管理を基軸とする規制へ、安衛法体系の抜本的見直しが行われたところ。（令和4年から政省令改正・順次施行）
- これにより、化学物質の譲渡・提供者による「危険・有害性情報の表示（ラベル）及び通知（SDS（※）の交付等）」や事業者による「リスクアセスメントの実施」が必要となる化学物質が、令和8年4月には、危険性又は有害性がある全ての化学物質（国際的な基準に従い分類した約2,900物質）に拡大されることが予定されている。
（※）安全データシート（Safety Data Sheet）の略語。化学物質を譲渡または提供する際に、その化学物質の物理化学的性質や危険性・有害性及び取扱いに関する情報を、譲渡または提供する相手方に通知する文書のこと。



（注）GHS：2003年7月に国際連合から公表された「化学品の分類および表示に関する世界調和システム（Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals）」。日本では「日本産業規格Z 7252（GHSに基づく化学品の分類方法）」において化学品の分類方法が定められており、これに基づく分類判定の結果を用いて、ラベル表示・SDS交付等の義務対象物質を特定している。

危険・有害性情報の通知制度

- 労働安全衛生法に基づき、
 - ・ 危険有害な化学物質を譲渡・提供する者（メーカー、卸売等）には、次の義務が課されている。
 - ①名称や人体に及ぼす作用などの危険有害性情報をラベル表示する義務
 - ②譲渡・提供する相手方に文書（SDS）を交付して、成分・含有量などの危険有害性情報を通知する義務
 - ・ 譲渡・提供を受けたユーザー企業等は、①②の情報を踏まえた③危険性・有害性等の調査（リスクアセスメント）を行い、その結果に基づいて④必要なばく露低減措置（例：適切な保護具の使用）を講ずる義務が課されている。



改正内容

- 化学物質の譲渡・提供時における危険有害性情報の通知制度（SDS）の履行を確保するため、次の見直しを行う。
 - ・ 通知義務違反に対する罰則の新設
 - ・ 通知事項を変更した場合の再通知（現行は努力義務）の義務化
- SDSについて、EU等の仕組みを参考に、化学物質の成分名に企業の営業秘密情報が含まれる場合においては、有害性が相対的に低い化学物質に限り、通知事項のうち成分名について代替名等の通知を認める。なお、この場合においても、非開示とできるのは成分名のみであり、人体に及ぼす作用、講ずべき応急の措置等については非開示を認めない。また、医師が診断及び治療のために成分名の開示を求めた場合は直ちに開示することとする。
- 危険有害な化学物質を取り扱う作業場の作業環境において、労働者が有害な因子にばく露する程度を把握するために行う個人ばく露測定について、その精度を担保するため、法律上の位置付けを明確にし、有資格者（作業環境測定士）により実施しなければならないこととする。

3 参考

石油コンビナート等における労働災害 防止対策の推進

化学プラント等の安全に関連する法令・主要指針・行政通達等

年月・番号	名 称
平成 8年 6月10日 基発第364号	化学設備の非定常作業における安全衛生対策のためのガイドライン
平成12年 3月21日 基発第149号	化学プラントにかかるセーフティ・アセスメントに関する指針
平成17年11月 2日 平成17年法律第108号	労働安全衛生法の改正（平成18年4月1日施行） 第28条の2 危険性又は有害性等の調査等の努力義務化 第30条の2 製造業等の元方事業者等の講ずべき措置 第31条の2 化学設備の清掃等の作業の注文者による文書等の交付の義務付け
平成18年 3月10日 厚生労働省告示第113号	労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針（法改正に伴う改正）
平成18年 3月10日 指針公示第 1 号	危険性又は有害性等の調査等に関する指針
平成18年 3月30日 指針公示第 2 号	化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針
平成20年 2月28日 基発第0228001号	改正 化学設備の非定常作業における安全衛生対策のためのガイドライン
平成24年 3月16日 厚生労働省告示第133号	化学物質等の危険性又は有害性等の表示または通知等の促進に関する指針
平成24年 1月27日 厚生労働省令第9号	労働安全衛生規則の改正（平成24年4月1日施行）
平成25年 4月26日 基発0426第2号	化学プラントの爆発火災災害防止のための変更管理の徹底等について
平成26年 5月16日 基発0516第1号	石油コンビナート等における災害防止対策の推進について（要請）
平成26年 6月25日 平成26年法律第82号	労働安全衛生法の改正（平成28年6月1日施行）
令和 4年 2月24日 令和4年政令第51号 令和4年省令第25号	労働安全衛生法施行令、労働安全衛生規則及び特定化学物質障害予防規則の改正（令和5年4月1日施行、一部令和 6 年 4 月 1 日施行）
令和 5年 8月30日 令和5年政令第265号 令和5年省令第108号	労働安全衛生法施行令、労働安全衛生規則及び特定化学物質障害予防規則の改正（令和5年8月30日施行、一部令和 7 年 4 月 1 日施行）
令和 7年 5月14日 令和7年法律第33号	労働安全衛生法の改正（令和8年4月1日施行）

事業者に取り組を促すべき事項

(平成12年3月21日基発第149号「化学プラントにかかるセーフティ・アセスメントに関する指針」ほか)

- 労働安全衛生規則 爆発火災の防止（第256条ほか）
- **平成12年3月21日基発第149号**
「化学プラントにかかるセーフティ・アセスメントに関する指針」
 - 化学プラントの新設、変更等の際の安全性の事前評価手法
 - 関係資料の収集作成、定性的評価、定量的評価、プロセス安全性評価、安全対策の確認等の5段階
- **平成20年2月28日基発第0228001号**
「化学設備の非定常作業における安全衛生対策のためのガイドライン」
 - 保全作業、トラブル対処作業、移行作業、試行作業などの非定常作業における対策
 - 危険性または有害性等の調査（リスクアセスメント）
 - 爆発、火災および破裂（引火性液体、可燃性ガスの漏えい防止、検知、防爆など
 - 高温物等との接触
 - 有害物等との接触（漏えい防止、有害ガス濃度測定、早期マスクなど保護具
 - はさまれ、巻き込まれ
 - 墜落、転落
 - 安全衛生管理体制の確立
 - 作業計画書の作成、作業の実施
 - 緊急事態対応、安全衛生教育

事業者に取り組を促すべき事項（続き）

（平成25年4月26日基発0426第2号「化学プラントの爆発火災災害防止のための変更管理の徹底等について」）

● 平成25年4月26日基発0426第2号

「化学プラントの爆発火災災害防止のための変更管理の徹底等について」

- 異常反応の発生に際し適切な反応制御ができなかったことを教訓
- 化学プラントの変更時等のリスクアセスメントの実施
 - 物質を新規に採用、作業方法を変更、災害が発生、労働者の入れ替わりなどの際に実施
 - 化学プラントの設計・設置段階で実施したR Aと措置について、前提とした反応等に係る条件や、講じたリスク低減措置の適用範囲を確認
 - 「化学設備の非定常作業における安全衛生対策のためのガイドライン」も踏まえ、非定常作業時も想定
 - 化学プラントを通常運転する部門と、設計・建設・保守点検を実施する部門とが異なる場合、設計、建設段階において実施したR Aの結果や、保守点検における補修の内容等、必要な情報を確実に伝達する体制を確立
- 実施体制の整備等による現場力の維持・向上
 - 「セーフティ・アセスメント指針」に基づく事項に留意の上、人員の適正配置、教育訓練、非定常作業における対応マニュアルの策定及び関係者への周知徹底を実施

都道府県労働局の取組

(平成26年基発0516第3号「石油コンビナート等における災害防止対策の推進について」)

1. 石油コンビナート等災害防止法の特定事業所に該当する事業場等を対象とする集団指導又は個別指導を行う際には、事業者が取り組むべき事項について指導する。
2. 地方（国の出先機関、都道府県等）も含めた関係機関の連携強化策を踏まえ、以下の取組を促進するよう努める。
 - (1) 石油コンビナート等防災本部（以下「防災本部」という。）が設置されている都道府県においては、報告書の4. ④の機能強化を含め、**関係機関間の連絡調整、防災訓練の実施、防災計画の策定等の防災本部の取組に対し、積極的に参画・協力する。**
 - (2) **県、市、消防機関等の関係機関と、平時及び事故発生時のより一層の連携強化を図ること。**連携の例としては、事故が発生した場合に、**合同で現場調査を行う、事故情報等を共有する**など調査の円滑化を図るほか、同種災害防止のため、**関係業界団体あて共同で要請することや、指導やパトロールを合同で実施すること**などが考えられること。
 - (3) 事業者が**事故調査委員会**を設置した場合には、その**調査結果を入手し、自らの事故調査及び再発防止指導の参考とする**とともに、事故調査及び再発指導における関係機関との連携への活用を図ること。